



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭の辞
Author(s)	矢田, 俊隆
Citation	北大法学論集, 14(3-4), 1-2
Issue Date	1964-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27818
Type	editorial
File Information	14(3_4)_P1-2.pdf



巻頭の辞

昭和三十八年四月三十日満六十三才に達せられた宮崎孝治郎教授は、申合せに従って、本年三月末日付で北海道大学を定年退職されることとなった。ここにわれわれは、心からなる感謝のしるしとして、本誌を同教授に捧げたいと思う。

宮崎教授は大正十五年三月東京帝国大学法学部英法科を御卒業後、我妻栄教授のもとで助手として民法の研究に従事された。昭和四年、当時新設された台北帝国大学文政学部講師となり、翌年助教となられた。そして同年秋二年半にわたる外遊の旅に立たれ、全世界をまわって見聞を広められたが、とくにフランスに長く留まり、アンリー・カピタン教授についてフランス民法を学ばれた。昭和八年三月帰朝されるや、教授として台北帝国大学に赴任され、十年余にわたって奉職されたが、昭和二十年敗戦により帰国された。その後昭和二十二年六月、新設された北海道大学法学部の講師、同年十月教授となって札幌に來任され、以後十六年半の長きにわたって民法講座を担当され、終始たゆまざる講義を続けられたばかりでなく、昭和二十八年四月から昭和三十六年三月末に至る間は、大学院法学研究科長として、なお未完成の状態にあった法学部大学院の充実に努められ、また昭和二十八年六月には北海道大学評議員に選ばれて、大学の枢機に参与される一方、学部長代理として菊井学部長をよく援け、学部の発展に寄与された。さらに昭和三十四年七月には北海道大学付属図書館長に就任され、図書館の整備に尽力された。これらの功績は、なかくわれわれの記憶に残るものである。

「教授がわが国民法学界の權威であり重鎮であることは、あらためていうまでもない。教授の豊富な学問的業績については、巻末の「著作目録」「あとがき」に譲りたいが、教授がつねに孜孜として研究に精進してこられた姿は、わ

れわれ後進を鼓舞するところ多大であった。しかも教授の視野が広々学識の該博なことは、驚くべきものがある。教授は早くから比較法的研究の必要を痛感され、台北比較法学会を創設された。台北時代の「比較婚姻法」第一部・第二部の編纂は、わが国最初の本格的な比較法書として、法学の歴史に残る偉業である。昭和二十年の終戦は、教授にこの上もない苦痛を与え、とくに、苦心して集められた膨大な図書を台北へ残さざるをえなかった御心中は、察するに余りあるものがある。しかしこのような運命も教授の学問への意欲を挫かせず、戦後一時秋田県に身をよせられた間に、それまでの民法学研究的の総括を「民法学の対象」として世に問われた。また昭和二十二年の北大法文学部の開設は、何れの物的、人的準備なしに行われたものであったから、教授の御苦勞ははかり知れぬものがあり、そのために貴重な研究時間の多くが雑務にさかれねばならなかったが、教授は当時改正された新民法の普及のため、北海道各地を講演されたり、調査されたりした。その成果が「新婚姻法」(昭二五)である。法学部の人的、物的施設が充実にするにつれて、教授はふたたび書齋の人となり、貴重な成果を生み出されたが、最近に至って、教授の長年の研究の蓄積が二つの大事業となって現われた。その一つは「新比較婚姻法」四巻の完成であり、今一つは「財産承継制度の比較法的研究」の刊行であって、ともに教授の学問の真髄をいかに発揮している。

その後も教授は一日として研究にうむ所がなく、専門書を文字通り耽読しておられる。教授の直摯なきびしい研究態度は、われわれによき範をたれるものであり、教授が今後ますますお元気で活躍され、研究を深化、完成されることを祈念してやまない次第である。

昭和三十三年三月

北海道大学法学会長 矢田俊隆